

# 消防団広報等普及員の手引き



福岡市消防局・消防団



# 目 次

I	広報等普及員制度について	1
1	目的	1
2	制度	1
3	職務	1
4	研修	2
5	その他	2
II	火災予防広報	3
1	目的	4
2	実施時期及び実施内容	4
3	予防広報のポイント	5
III	災害図上訓練（DIG）実施要領	8
1	災害図上訓練（DIG）とは	8
2	受講対象者（例）	8
3	実施時期	8
4	開催	8
5	実施方法	9
6	その他の手法	10
IV	応急手当の指導技術	13
1	指導技術の基本	13
2	具体的指導技術	14
3	講習の流れ（例）	15
	【資料】	16
1	関係法令（消防法令から関係部分のみ抜粋）	17
2	福岡市消防団広報当普及員制度に関する要綱	21
3	「福岡市Webマップ」を活用したハザードマップの出力方法【参考】	23

# I 広報等普及員制度について

## 1 目的

消防団が持つ地域性を生かし、地域住民に対する火災予防広報や災害図上訓練、応急手当の普及啓発活動等を推進するため消防団に広報等普及員を置き、地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

## 2 制度

### (1) 創設経緯

令和元年度、消防団連合会の諮問機関である消防団体制強化検討委員会において、防火訪問を含む「予防指導員制度」の見直しが検討され、新たに「広報等普及員制度」が創設されることになった。(令和3年4月1日から本施行。令和2年度は制度移行期間)

### (2) 構成

広報等普及員は、各消防分団の実情に応じて10名を超えない範囲で置くものとする。

### (3) 任命

分団長の推薦に基づき消防団長が任命する。

### (4) 任期

任期は3年とし、再任を妨げない。

### (5) 費用弁償

広報等普及員の業務に対しては、費用弁償を支給する。

## 3 職務

### (1) 火災予防広報等

各署が策定する実施要領に基づき、火災予防運動期間中の各種行事等を通じた火災予防広報及び住宅に対する防火広報等を行う。

#### ① 火災予防広報

火災予防運動期間中に行われる各種行事(街頭イベントや消防庁舎開放事業など)や防火講話等の機会を捉え、啓発チラシを配布するとともに住宅防火を呼びかける。

#### ② 住宅に対する防火広報

火気取扱いに対する注意や防災製品の使用等、一般住宅からの出火を防ぐため、火災予防運動期間中や各団の取り組みにおいて、防火広報を実施する。

なお、地域の実情に応じて、住宅密集地域や高齢者が居住する住宅など、効果的に広報を実施すること。

※ 高齢者が居住する住宅への防火訪問については、火災予防運動期間中に実施する住宅に対する防火広報の一環として、地域の実情に応じて各分団計画により、実施するものとする。訪問先の高齢者から特に依頼された場合を除き、原則として住居内には立ち入らないこと。

(2) 災害図上訓練（以下「D I G」という。）

地域住民（自治会・町内会関係者等）からの要請等に応じてD I Gを行う。

◆D I G対象者(例)

自治会・町内会関係者，小・中学校区P T A，校区子ども会，消防少年団など，幅広い年齢層から参加者を募ることとする。

(3) 応急手当の普及啓発活動

市民に対して消防職員（消防本部及び各消防署）が実施する救命講習等において，応急手当指導員として講習を補助する。

(4) その他

消防法第4条の2に規定する消防団員の立入検査（消防署長が特に必要があると認めた場合に限る。）等。

#### 4 研修

(1) 広報等普及員教育（D I G指導者研修）

対 象：新規に広報等普及員として選任された者のうち主にD I Gを担当する者

時 期：おおむね6月中

主 体：福岡市消防学校

内 容：D I Gの進行役（ファシリテーター）を務めるためのスキルを身に着ける研修

(2) 応急手当指導員講習

対 象：広報等普及員に選任された者のうち主に応急手当指導員として講習を実施（又は補助）する者（※応急手当指導員の認定を受けていない者に限る）

時 期：年間を通じて実施

主 体：消防本部及び各消防署

内 容：救命に必要な応急手当の基礎実技，指導要領

#### 5 その他

(1) 服装等

広報等普及員として職務に服するときは，原則として作業服を着用し，身なりを端正にすること。

(2) 立入検査証

消防法第4条の2に基づく立入検査証は，所轄消防署長が特に必要があると認めた場合に限り，消防対象物及び期日又は期間を指定して，広報等普及員に貸与する。

なお，立入検査証は，貸与期間終了後，速やかに各署消防署長に返還すること。

※立入検査証については，所轄消防署長が特に必要と認めた場合に限り貸与するものであり，火災予防運動期間中における住宅に対する火災予防広報実施時には貸与しない。

## II 火災予防広報

### 1 目的

火災が発生しやすい冬の始まりや早春の時季を捉え、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として例年11月と3月に実施するもの。

### 2 実施時期及び実施内容

実施時期	実施内容
(1) 秋の火災予防運動時(11月中) (2) 春の火災予防運動時(3月中)	左記の期間中に各署が策定する実施要領に基づき、下記の火災予防広報活動を実施する。 (1) <b>火災予防広報</b> 各消防署が実施する各種行事(街頭広報活動、消防庁舎開放イベントなど)や防火講話の機会を捉え、啓発チラシの配布等を行うなど市民に対して防火を呼びかける。 (2) <b>住宅に対する防火広報</b> 一般住宅からの出火を防ぐため、分団管轄内の住宅への啓発チラシの配布等を通じて火気取扱いに対する注意や防災製品の使用等、住宅における防火対策を呼びかける。
★「高齢者が居住する住宅への防火訪問」については、上記の(2)住宅に対する防火広報の一環として、地域の実情に応じて各分団計画により、実施してもよいものとする。(※必ず行わなければならないものではない。) この場合においても、原則として玄関口での指導とし、訪問先の高齢者から特に依頼された場合を除き、 <b>住居内には立ち入らないこと</b> 。また、独自に関係者から名簿等入手または作成した場合は訪問後、裁断のうえ廃棄するなど、個人情報漏えいに十分注意すること。	

#### 令和元年秋の火災予防運動実施要綱

##### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、火災による死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

##### 2 防火標語(令和元年度全国統一防火標語)

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

##### 3 期間

令和元年11月9日(土)から11月15日(金)まで

##### 4 推進項目

- 火災予防運動及び火災予防に関する広報の実施
- 住宅防火対策の推進
- 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- 放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 地下鉄駅舎における防火安全対策の徹底
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

##### 5 実施項目

###### (1) 火災予防運動及び火災予防に関する広報の実施

実施項目	内容	実施者	摘要
① 火災予防運動キャンペーン	福岡マラソン2019 EXPOに参加し、専用ブースを設け、火災予防運動及び火災予防を呼びかけるキャンペーンを実施する。	本部	
	各署の地域特性を活かしたキャンペーンを実施する。	署	(各署実施計画)
② 消防演習及び庁舎開放の実施	消防演習や庁舎開放を実施し、火災予防を広報する。	署	11/1~30の間で適宜実施
③ 出前講座等を活用した広報	出前講座、講習、査察、避難訓練等の機会を捉えて広報する。	消防センター	11/1~30の間で適宜実施
④ 消防ヘリコプターによる巡回広報	山林を中心に、入山者や森林関係者に対し、火気取扱いに注意するよう広報する。	航空隊	巡回日時等については別途計画

⑤ 車両による巡回広報	期間中、各署管轄区域の実情に即した火災予防広報を適宜実施する。	署	※下記留意事項参照
⑥ 横断幕、懸垂幕及び幟等の掲出	期間中、消防本部庁舎、消防署等に掲出する。	本部・署 消防センター 消防団	
⑦ 防火ワッペンの着装	期間中、職員の制服及び毎日勤務者の活動服に着装する。	全職員	
⑧ 防火ポスターの掲示	消防署所、消防分団車庫、区役所、自衛消防隊連絡協議会事業所等への掲示を依頼する。	本部・署 消防センター 消防団	配布先等については別途通知
⑨ 広報ツールを活用した火災予防啓発	市政だより、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用して啓発する。	本部	
⑩ 市政記者クラブ等の報道機関への情報提供	火災予防運動に伴う各署の取組についての資料を配布し、取材や記事掲載を依頼する。	本部・署 消防センター	

###### (2) 住宅防火対策の推進

実施項目	実施内容	実施者	摘要
① 住宅用火災警報器の設置促進、維持管理及び交換の推進	防火訪問や出前講座等の機会を捉え、住宅用火災警報器の設置促進、維持管理に関する情報提供、経年劣化による交換の推進について継続的に働きかけるとともに住宅用火災警報器の普及促進を図る。	署 消防センター 消防団	【※広報物有り】 11/1~30の間で適宜実施
② 住宅用火災警報器の普及促進	防火訪問や出前講座等の機会を捉え、こころ火災を防止するために、Siセンサーコンロの使用について、普及促進を図る。	署 消防センター 消防団	【※広報物有り】 11/1~30の間で適宜実施
③ Siセンサーコンロの普及促進	出前講座等の機会を捉え、一般住宅からの出火を防ぐため、火気取扱いに対する注意喚起や防災製品の使用等、住宅における防火対策を呼びかける。	署 消防団	【※広報物有り】 11/1~30の間で適宜実施
④ 一般住宅に対する防火広報	高齢者等の家庭を訪問し、火気取扱いに関する注意喚起や防災製品の使用等、住宅における防火対策を呼びかける。	署	
⑤ 高齢者等の防火訪問	高齢者等の家庭を訪問し、火気取扱いに関する注意喚起や防災製品の使用等、住宅における防火対策を呼びかける。	署	実施要領において、令和元年7月3日付け消防第119号のとおり【※広報物有り】
⑥ 福岡市消防設備士会による消火器の無料点検キャンペーンの活用	市民に消火器の無料点検キャンペーンの情報を提供し、点検を実施するよう呼びかける。	福岡市消防設備士会 TEL722-1269	詳細については、福岡市消防設備士会から後日通知

## (参考) 火災予防運動期間中の消防団関係事業

実施行事名	期間	実施内容	実施主体	備考
一般住宅に 対する 防火広報	( 3月1日 ~ 3月31日 )  ( 11月1日 ~ 11月30日 )	各分団区内の一般住宅に対し、防火チラシ等を配布し、住宅防火意識の高揚及び住宅用火災警報器の設置促進、維持管理の情報提供、経年劣化による交換の促進を呼びかける。  また、家の周囲に可燃物を放置しないなどの放火火災防止対策を呼びかける。	団	広報等普及員の計画により実施
消防訓練 (演習等)	( 11月1日 ~ 11月30日 )	社会福祉施設や病院をはじめ旅館・ホテル、物品販売店等で消防・防災訓練を実施する。	署団合同	参加人数は各署計画による
車両による 巡回広報	( 3月1日 ~ 3月7日 )  ( 11月9日 ~ 11月15日 )	各分団区を車両で巡回し、火災予防広報を行う。  なお、各署において実施する街頭キャンペーン等に参加する分団については、車両での巡回は実施しない。	団	(概ね) 5名
防火ポスター 等の掲示	(概ね) ( 3月1日 ~ 3月7日 )  ( 11月9日 ~ 11月15日 )	防火ポスターを分団の車庫等に掲示する。 (ポスターは、各分団2枚程度配布予定)	団	/
地理水利調査		各分団区内における地理水利の状況を調査し、消防水利の使用障害又は使用不能の状態にあるものについては適切な措置を施す。		(概ね) 7名
機械器具の点検 整備と備品検査		車両や器具等の整備、備品等の点検を行う。		署団合同

※ 本表は、火災予防運動実施に際して、消防局予防部予防課が策定する実施要領から抜粋したものの。

※ 網掛けにした項目については広報等普及員が実施する項目。

### 3 予防広報のポイント

#### (1) 火災原因別予防広報

福岡市における主な出火原因(※年により変動あり)

	全火災	住宅火災
1位	放火(疑いを含む)	こんろ
2位	たばこ	たばこ
3位	こんろ	放火(疑いを含む)
4位	ストーブ	ストーブ

**啓発チラシを配布する際は出火原因毎に具体的な火災事例を話し、その予防方法を説明すると効果的です。**

#### ① 放火

放火は常に火災原因の上位にあることを踏まえ、放火行為者に特に狙われやすい場所や注意すべき事項を啓発チラシ配布時に合わせて注意喚起を行う。

#### ごみ置き場の火災予防

**日にちと時間を守りましょう**

**出し方のルールを守りましょう**

**たばこや灰は確実に火を消して**

**たばこのポイ捨て絶対ダメ!**

福岡市消防局

消防局が地域住民の希望に応じて配布する放火予防ステッカー。

放火行為者に狙われやすい共同住宅のごみ置場や共用部分に貼り出して、住民に注意喚起を促すことを目的としている。

#### 共用部分の火災予防

**バイクのカバー等は防炎のものを**

**通路に過剰な私物を放置しない**

**郵便受けはいつもきれいに**

**たばこのポイ捨て絶対ダメ!**

福岡市消防局

#### ② こんろ火災

火の使用中にその場を離れたことによる出火やこんろ付近に可燃物を放置していたことによる出火など、具体的な火災事例を説明し、啓発チラシの配布に併せて Si センサー付きこんろ(過熱防止機能付きこんろ)への交換や住宅用消火器の準備を促す。



#### ③ たばこ火災

吸い殻の誤った廃棄方法による出火や寝たばこによる火災など、具体的な火災事例を説明し、啓発チラシの配布に併せて吸い殻の適切な処理(直接ゴミ箱へ捨てない、ガラス製の灰皿に溜め過ぎないなど)や寝たばこの禁止などの注意喚起を行う。



#### ④ ストーブ火災

特に11月は暖房器具の使用を開始する時期でもあるため、給油時の消火やストーブ





ブ上での洗濯物の乾燥の禁止、就寝時の確実な消火（特に電気ストーブに注意）など注意すべき事項について注意喚起する。

## (2) 住宅用防災機器の普及促進

### ① 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙又は熱を自動的に感知し、警報音などで知らせるもので、**寝室や階段部分の天井**などに設置が義務付けられている。（※）

**交換の目安は10年**とされているので、チラシを配布する際に自宅に設置された住宅用火災警報器の**作動確認と年数に応じて交換**を行うように説明すること。ホームセンターなどで取扱いがあり、1個数千円程度で購入できる。

（※福岡市では、自動火災報知設備等が設置された住戸を除く全住戸



### ② 住宅用消火器

住宅用消火器は、住宅用に作られた消火器で、適応する火災（普通、天ぷら油、電気、ストーブなど）が本体に絵で表示されている。業務用と異なり、点検等の義務がない。使用期限は5年程度。粉末消火器以外にも、強化液を噴出するタイプやスプレータイプがある。ホームセンターなどで取扱いがあり、1個数千円程度で購入できるので、台所用など、家庭に1本備えておく事を勧められたい。



### ③ Si センサーこんろ

Si センサーこんろは、安心・便利機能(Safety)とを充実させるため、すべてのバーナーに一步進んだ賢い(intelligent)温度センサーを搭載したこんろのことであり、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置、こんろ消し忘れ消火機能を標準で装備している。法律で平成20年10月以降に生産・販売されるこんろは上記の機能の標準装備が義務付けられた。

長期間古いこんろを使用している状況を聴取した際には、必要に応じて Si センサーこんろへの交換を勧めること。



### ④ 感震ブレーカー

感震ブレーカーとは地震が起き、設定した震度を感知するとブレーカーを落とし、電気を止める装置のこと。

地震発生時に破損した電気機器からの出火や通電時における断線部分のショートによる火災を防ぐことができる。電気工事が必要となる分電盤タイプや工事が不要な簡易タイプ（ホームセンターで取扱い有り）などがある。

コンセントタイプ	簡易タイプ
	
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

# 家庭内の火災対策

住宅における火災の原因は、大半が不注意や火の不始末によるものです。日常生活の中のちょっとした心がけて、火災を防ぎましょう！

## ●ストーブ

- 1 ストーブの上で、洗濯物を乾かさない。
  - 2 灯油は、屋外の涼しい所に置き、古いものを使用しない。
  - 3 スプレー缶や可燃物を、近くに置かない。
  - 4 寝るときは、必ずストーブを消す。
- 給油するときは、火を消す。

## ●リチウムイオン電池

- 16 強い衝撃を受けたものや、変形したり、異常に発熱するものは、使用しない。

## ●こんろ

- 5 可燃物を近くに置かない。
  - 6 火の使用中は、その場を離れない。
  - 7 出火時に、すぐ消せる準備をしておく。
- 衣服に燃え移らないよう気をつける。  
● 調理油過熱防止装置など（Sセンサー）がついたこんろを使用する。

## ●電気機器

- 8 経年劣化した電気製品は、使用しない。  
(変な音や臭いがしたり、モーターの回転が悪いなど)
- 取扱説明書に従って使う。
- リコール製品を使用しない。

※リコールについての情報は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで確認できます。  
(<https://www.nite.go.jp/jiko/index.html>)

## ●アロマオイル

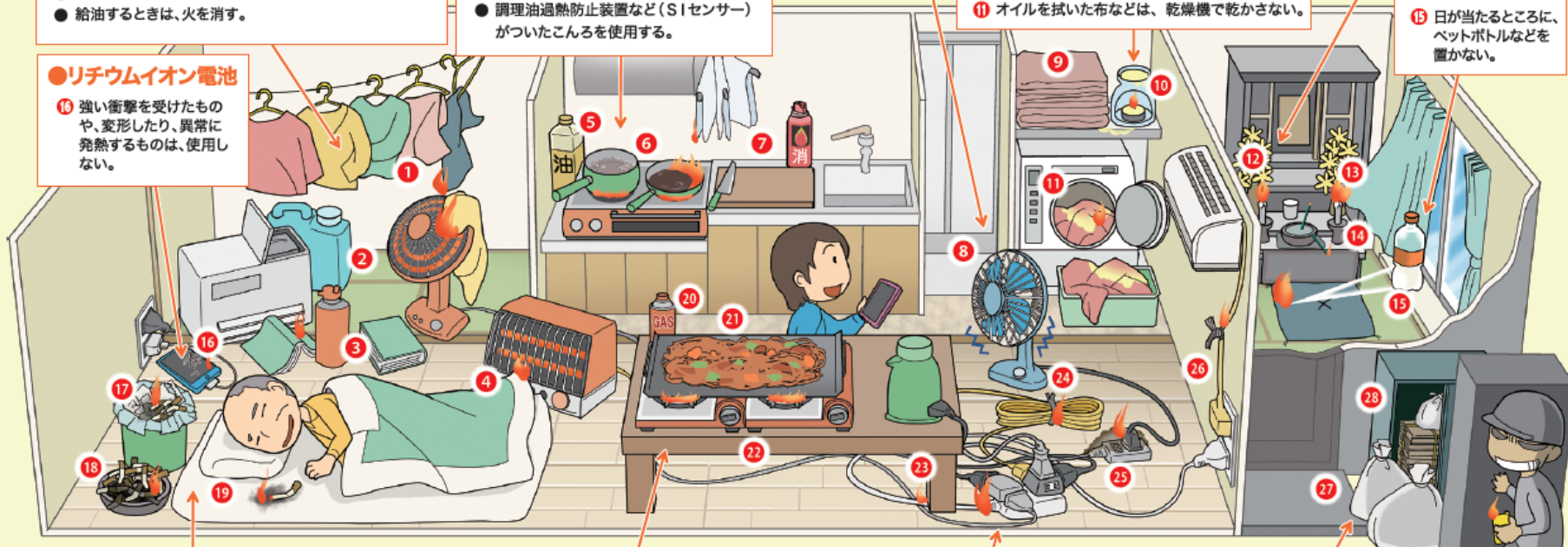
- 9 可燃物を近くに置かない。
- 10 火をつけたまま放置しない。
- 11 オイルを拭いた布などは、乾燥機で乾かさない。

## ●灯明・ろうそく

- 12 その場を離れるときは、火を消す。
  - 13 可燃物を近くに置かない。  
(カーテンは、防災製品を使用する。)
  - 14 台座は、倒れにくいものを使用する。
- 衣服に燃え移らないよう気をつける。

## ●取れん

- 15 日が当たるところに、ペットボトルなどを置かない。



## ●たばこ

- 17 ごみ箱に、直接吸い殻を捨てない。
  - 18 灰皿の吸い殻を溜めすぎない。
  - 19 寝たばこは、絶対にしない。
- 灰皿は、割れない素材のものを。

## ●カセットこんろ

- 20 交換用のガスボンベは、火の近くに置かない。
- 21 衣服に燃え移らないよう気をつける。
- 22 並べて使用したり、鉄板でボンベ部分を覆うなど、カセットこんろのボンベを熱しすぎないように注意する。

## ●配線

- 23 コードを、家具などの下敷きしない。
  - 24 コードを束ねたり、たこ足配線をしない。
  - 25 コンセントのほこりは、乾いた布などで取り除く。
  - 26 配線を切ったり、つないだりしない。
- 使わないコードは抜いておく。

## ●放火

- 27 可燃物を放置しない。
  - 28 物置には、鍵をかける。
- できるだけ、屋外は明るくする。  
● ごみ出しの時間と場所を守る。

## Ⅲ 災害図上訓練（D I G）実施要領

### 1 災害図上訓練（D I G）とは

災害図上訓練（D I G）とは、災害発生時に想定されるリスクなどについて、参加者が自ら地図上（図上）に書き込んで災害対策を検討する防災訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名された。D I Gという単語は「掘る」という意味を持つ英語の動詞でもあり、転じて、探求する、理解するといった意味をもっている。このことから、D I Gという言葉には、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味も込められている。

### 2 受講対象者（例）

自治会・町内会関係者、小・中学校、校区PTA、校区子ども会、消防少年団 など

### 3 実施時期

受講者（団体）の要望に応じ、年間を通じて実施する。

### 4 開催

#### (1) テーマの決定

対象とする災害（地震、風水害等）、地域（〇〇町内会、〇〇小学校区等）、レベル（初級・中級・上級）、どの時点での対応とするか（例：発災前、避難中、被災後等）といったテーマを決定し、計画者の「目的」及び参加者の「想定上の立場」を自覚させる。

#### (2) 必要資機材の準備

地図（都市計画図等、住居の配置状況が分かるもの）、ハザードマップ、揺れやすさマップ、透明シート、油性マーカー、シール、ふせん紙

※ 油性マーカーでの修正用に、マニキュア用の除光液やアンメルツがあると良い。

#### (3) 進行（オリエンテーション）

##### ① D I Gとは何かを簡単に説明

・人を知り、まちを知り、災害を知る／災害時に生きる人間関係

##### ② 進行にあたってのルールを説明

・主役は皆さん、自分自身で考え感じることを大切に

##### ③ 自己紹介・導入

※ 災害イメージをもってもらうためビデオや写真を見せると良い。



## 5 実施方法

D I Gの実施については、対象や規模、目的に応じ、様々な手法があるため、一例として記載する。

- (1) 基本地図を作る（地図への色塗り作業）
  - ① 「自然情報」を確認する（山と平地の境界線、現在の河川・池沼・水路の位置）
  - ② 防災マップ等を活用し、避難所や防災資源等を確認する。
  - ③ ハザードマップ等を活用し、危険個所を確認する。
  - ④ 古い家屋や狭隘道路、公園やオープンスペース等、地域の特徴をつかむ。
- (2) 時系列で災害想定を与えながら、グループごとに検討する。検討結果をグループごとに発表し、参加者全員で情報を共有する。
- (3) 防災まち歩きの実施（机上での検討を現場で検証する。）
- (4) まち歩きの結果を地図に反映させ、地域の防災（安全）マップを完成させる。

【色塗り作業】 例：避難所・空地等



水害危険箇所

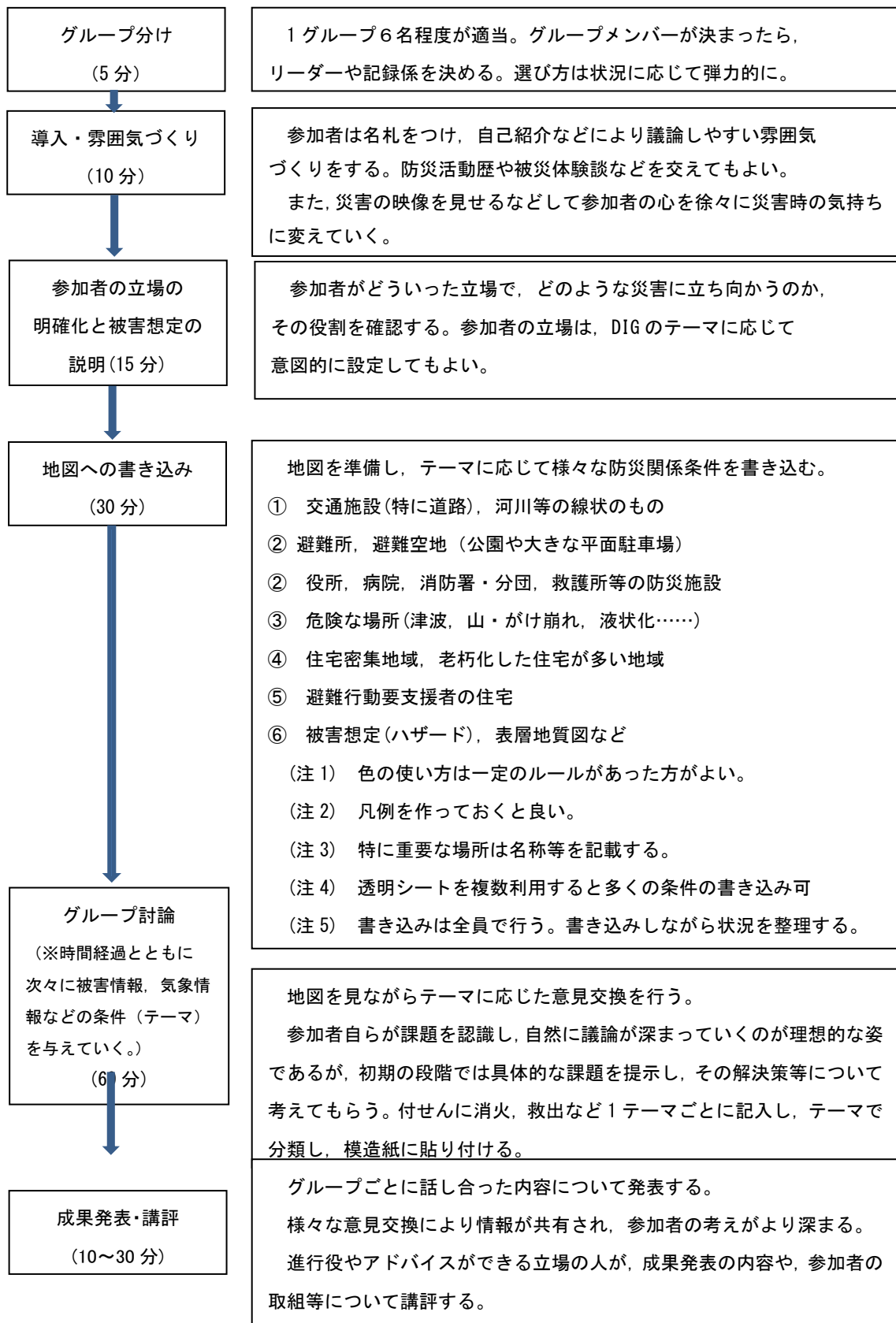


### 【防災まち歩き】

- ・倒壊危険のあるブロック塀
  - ・倒壊により密閉危険のある狭隘道路
  - ・増水により、落下・流される危険がある箇所
- などを、現地で確認する。



《DIGの流れ(例)》



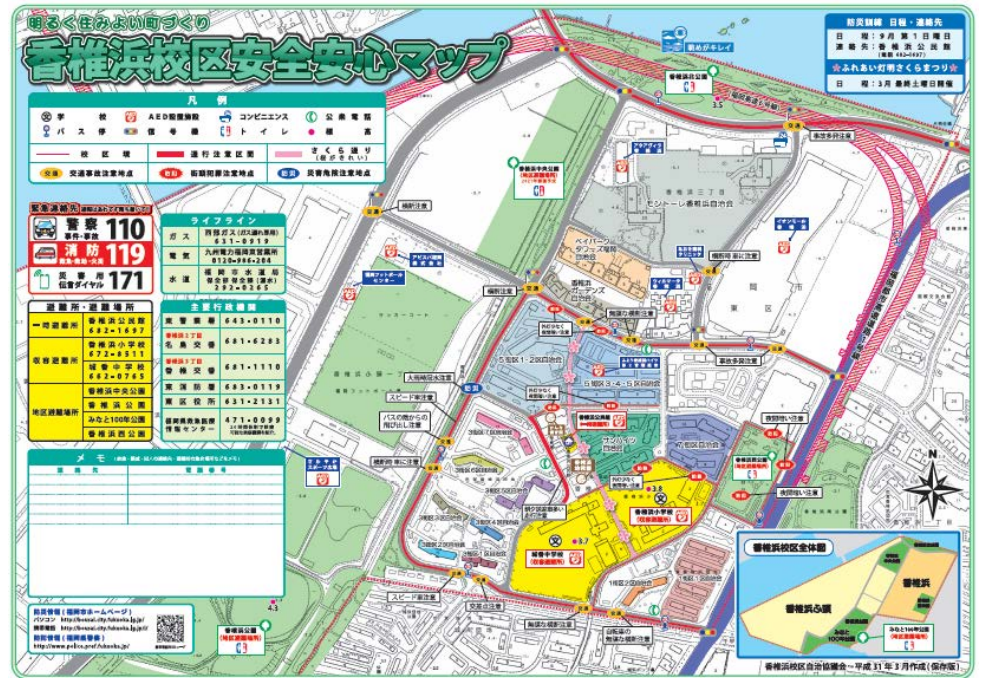
## 6 その他の手法

### (1) 「ハザードマップ」や「校区安全安心マップ」を活用したまち歩き（防災さんぽ）

ハザードマップや各校区における防災・防犯情報を盛り込んだ安全安心マップを活用したまち歩きの実施。まち歩きをすることで、自宅から避難所までの経路や危険個所の再確認、新たに発見した情報の追加なども出来る。



★ハザードマップについては、福岡市 Web まっぷから誰でも出力することが出来ます。出力方法については、本手引きの巻末に掲載しています。




※「ハザードマップ」や「校区安全安心マップ」を活用したまち歩きは、マップと書き込み用の筆記具、各自の飲み物以外、特に準備する物品もないため、短時間かつ気軽に行え、参加しやすい簡易版DIYとして有効です。地域の健康づくり事業などに併せて、地域住民参加の下、積極的な実施を推奨します。

※「校区安全安心マップ」については行政区や校区により記載内容が異なります。詳細については各区役所又は各校区の自治協議会にお問い合わせください。

## (2) ぼうさい探検隊

一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）が推進している、実践的安全教育プログラムで子供たちが楽しみながらまちにある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめて発表するもの。損保協会のHPから実施マニュアルのダウンロードが出来る。コンクールも開催されており、消防少年団の活動の一環として実施することが推奨される。

**損保協会ホームページから抜粋**



小学生による  
まちの**防災・防犯・交通安全**を  
テーマとしたマップづくり

# ぼうさい探検隊

〈実施マニュアル〉

**「ぼうさい探検隊」って何?**

「ぼうさい探検隊」とは、子どもたちが楽しみながらまちにある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめる実践的な安全教育プログラムです。

**防災・防犯・交通安全教育に役立ちます!**

昨今、多くの自然災害が発生するとともに、子どもが被害者となる犯罪・事故も増加しています。地域の安全・安心が脅かされている中、「ぼうさい探検隊」は、防災への意識を高めて災害への備えを認識するだけでなく、子どもの防犯・交通安全教育にも役立ちます。

**ぼうさい探検隊の効果**

- ① 子どもの防災・防犯等安全意識が向上します。
- ② 楽しみながらまちを探索することで、自主的に災害への備えや身近な危険について考え、気づくことができます。
- ③ 探検をしながら地域への関心・愛着が生まれます。
- ④ 地域の人たちとの交流によって地域への関心や愛着が生まれ、「地域コミュニティ」も強化されます。

**こんなときに  
ぴったり!**

- ・小学校の授業
- ・子ども会の防災訓練
- ・ボイスカウト、ガールスカウトでの野外活動 等

**マップコンクールに  
応募しよう!**

参加したすべての子どもたちに参加賞が、優秀作品には文部科学大臣賞等が贈呈されます。

損保協会ホームページ <http://www.sonpo.or.jp>

### 「ぼうさい探検隊」のプログラム

- 1 まちなか探検**  
子どもたちの視点でまちを探索して、防災・防犯・交通安全に関する様々な施設や設備を発見します。
- 2 マップの作成**  
街区地図などを用いて発見したこと、気づいたことを横断紙に記入、整理していきます。
- 3 発表**  
マップができあがったら、自分たちで発見したことや気づいた点などについて発表します。

**当日までの主な準備**

- 1 開催日時やテーマを決定**  
・ まちなか探検の開催日時を設定します。  
・ 防災や防犯、交通安全を基本に地域の特性にあったテーマを設定し、チェックポイントを決めます。右ページを参考にしてください。
- 2 事前学習、まち歩きコース等を決定**  
・ 探検する地域の下見を行い、交通量が多い所や危険な所を事前にチェックして子どもの安全を確保します。  
・ P4を参考に、マップを作る際のイメージをもっておくと、さらにスムーズです。
- 3 当日使用する物品・資料を準備**  
・ 街区地図やワークシートなど当日使用する物品や資料を準備します。  
・ P5「準備しておくもの」をご参照ください。
- 4 ぼうさい探検隊を実施**  
・ 避難所までのルートや通学路など自分たちの住んでいるまちを探索します。P6～7を参考にしてください。

※その他準備しておくこと

- ・ **引率者の確保**  
交通安全および事故・ケガ防止の観点から、まちなか探検の際は、保護者やボランティアの方など、必ず大人が同行して引率するようにしてください。
- ・ **消防・警察等関係団体への連絡**  
まちなか探検の際に、消防署、交番などでインタビューなどを行うとより理解が深まります。
- ・ **ケガ等に備えて保険への加入を忘れず**  
万が一の事故やケガに備えて、傷害保険などの手当ては充分か、確認しておきましょう。  
(詳しくは最寄りの損害保険代理店または保険会社にご確認ください。)

### まちなか探検のテーマやチェックポイントの例

防災・防犯・交通安全など、まちなか探検のテーマごとにチェックポイントを設定すると効果的です。以下のようなテーマ・チェックポイント例を参考に、地域の実情に合った内容で実施しましょう。

それぞれの設置や施設について、「安全か、それとも危険か、みんなで考えてみよう」というように子どもたち自身にも考えてもらおうと、より高い学習効果が期待できます。

もちろん、全てのチェックポイントを盛り込む必要はありません。あまり欲張りすぎず、まずはテーマごとに3～5つの要素を選んでみるとういでしょう。

損保協会ホームページ上に、テーマごとにチェックポイントや指導時のアドバイス例をより詳しく掲載しています。こちらもあわせて参考にしてください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/bousai/index.html>

**防災**をテーマにする場合の  
チェックポイント例

**【設備】**

- 消火栓・AED
- 防火水槽・消防水利
- 避難場所
- 消防署
- 自衛隊駐屯地
- 地域の災害史

**【施設】**

- 消防栓・放水口
- 電話ボックス
- 防災備蓄倉庫
- 病院
- コンビニエンスストア
- 地域の防災対策

など

**防犯**をテーマにする場合の  
チェックポイント例

**【設備】**

- 防犯の看板
- 防犯カメラ
- 防犯灯
- 電話ボックス

**【施設】**

- 子ども110番の家
- 児童館・警察署
- 駐車庫
- 公園・空き地

**【その他】**

- コンビニエンスストア
- 人通りの少ない道・暗い道
- 高い樹や物陰のあるところ
- 地域状況（不審者情報など）
- 地域の防犯訓練

など

**交通安全**をテーマにする場合の  
チェックポイント例

**【設備】**

- 横断歩道・歩道橋
- ガードレール・歩道
- 信号機・標識
- 電話ボックス

**【施設】**

- 駐車庫・駐輪場
- 交番・警察署
- 消防署
- 病院

**【その他】**

- 自転車等の安全な乗り方
- 交通量の多いところ
- 地域特有の危険
- 地域の交通安全対策

など

**その他の**テーマで実施する場合の  
チェックポイント例

- バリアフリー・高齢者などへの対策
  - バリアフリーの整備
  - 高齢者のケアや対策
  - 地域独自の対策
- 環境変化
  - 環境変化の影響
  - 未来に向けたまちづくり
- 地域の再発見
  - 地域の良いところ探し
  - 住みよいまちづくり

など

## IV 応急手当の指導技術

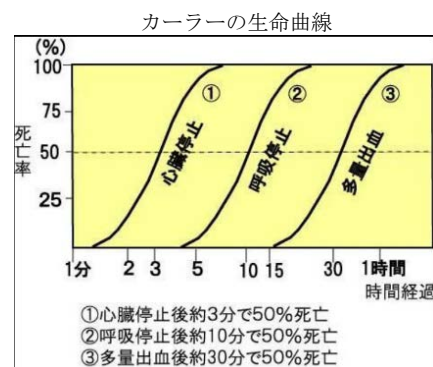
効果的に指導するため、【指導技術＝教育技法】を身に着ける！

【教育技法】とは、一定の経験を積んでいる社会人が年齢・職種を超え受講者として集まっている場合、**受講者のやる気を引き出し、技術を効果的に習得させ、さらに学習を続けさせる意欲を促すための手段のこと**

### 1 指導技術の基本

#### (1) 応急手当の必要性を訴える

福岡市の人口増加や急速な高齢化の進展に伴い、救急出動件数は、右肩上がりが増加しており、令和元年は81,447件で過去最高を記録しました。これに伴い、救急車が現場に到着するまでの時間も年々延伸しており、現在（令和元年）では、約7分30秒となっています。心肺停止状態になった場合、蘇生のチャンスは時間とともに低下していきます。目の前の命を救うため、一人でも多くの市民が応急手当の技術を身に着け、救急車が到着するまでの間、勇気を持って心肺蘇生などの応急処置を行うことが求められています。



#### (2) 興味を持たせる

指導に当たっては、自身が経験した事例や数値情報（福岡市の人口、救急件数、救急隊の数 etc）などを伝え、受講者の興味を惹きつけることが重要です。特に講習の中盤の時間帯は、受講者の集中力が低下することが多いので、受講者が興味を持ちそうな話をして、再度集中力を高めてください。

【参考；福岡市救急アラカルト（R元年中）】

◆福岡市の人口	1,595,674人
◆福岡市の救急隊員数	30隊／258人
◆救急出動件数	81,447件
◆うち搬送者数	72,133人
◆通報～現場到着までの時間	7分31秒
◆通報～病院到着までの時間	30分02秒





(3) 良い点をほめる

講習は実技主体となりますので、受講者の声の大きさやバイスタンダーへの的確な指示、胸骨圧迫のリズムや力強さなど、一つでも良い点を見つけて、具体的・積極的にほめるようにしましょう。

★ほめられることで成果が上がる！【ピグマリオン効果】とは・・・

他人から期待されること（＝ほめられること）によって学習・作業などの成果が上がる現象。米国の心理学者ローゼンタールが、教師からの期待の有無が生徒の学習成績を左右するという実験結果をもとに報告。名称はギリシャ神話のピグマリオンにちなむ。ローゼンタール効果、教師期待効果ともいう。



(4) 理解度を確認する

受講者によって、理解のスピードは異なります。重要なポイントを指導したときは、受講者がきちんと理解したことを確認したうえで、次のポイントに進むようにしてください。

(5) 安全に配慮する

屋内での講習に危険はありませんが、実際に倒れている人に遭遇し、応急手当を施す場合は様々な危険（感染症のおそれ、交通事故、落下物 etc・・・）が考えられます。事に及んでは、まずは自分自身の安全確保を第一優先に、必ず周囲の安全確認を行い、周りの人に協力を呼び掛けるよう指導してください。



2 具体的指導技術

(1) アイ・コンタクト

- ① 常に受講者と目線を合わせる（受講者が座っている場合は指導者も座って目の高さを合わせるなど）ように努めましょう。
- ② 実技指導や質問の受け答えをするときには、一部の受講者と1対1の雰囲気を作らないように注意し、受講者全員を意識した視線の配分を工夫してください。

(2) ボディー・ランゲージ

身振り手振りによる表現は、言語によるコミュニケーションに加え、指導の幅に広がりを持たせることができます。緊張している受講者には手を添えて指導を行い、緊張をほぐすのも有効です。加えて、受講者の目線に配慮した指導者の立ち位置にも注意して下さい。

(3) 体験型学習

受講者に実体験してもらう時間を可能な限り長くとるよう配慮して下さい。また受講者ごとの実技時間に偏りが生じないように注意しましょう。

(4) 双方向型コミュニケーション

指導者から受講者への一方通行の指導ではなく、受講者に対して質問するなど、双方向のコミュニケーションを心掛けて下さい。

(5) フィードバック

受講者の実施した行為を評価（具体的に、タイミングよく、共感を持ってほめる）し、受講者に伝えることで、モチベーションの向上を図り、効果を高めましょう。

(6) 重要なことは繰り返して指導する

講習において、受講者の集中力が最も高いのが開講して直ぐの時間であるため、重要なこと（要点）は集中力が高い時間に指導し、集中力が低下する時間帯は、講師の経験談や受講者への質問などで注意を惹きつけ、最後の時間に再度重要なことを繰り返して指導するようにしましょう。

3 講習の流れ（例）

- (1) 講師の自己紹介
- (2) 受講者のバックグラウンドの確認
- (3) 伝える内容の項目を示す（要点の指導）
- (4) 一方的な内容にならないように、双方向型コミュニケーションを心掛ける！
- (5) 実技指導
- (6) まとめ（要点のおさらい）
- (7) 質疑応答

適切に市民に指導するため、応急手当の最上位資格である、

**【応急手当指導員】**の資格取得を目指しましょう！

**【応急手当指導員】**の資格を取得すれば、地域の方や職場の人を対象として

**【普通救命講習】**等を開催することができ、**受講者に対して修了証を交付**することが出来るようになります。

救命講習受講者が一人でも増えれば、福岡市の**救命率の向上**が期待出来ます。

**救える命のため**に、皆さんの力を貸してください！

## 資 料

- 1 関係法令
- 2 福岡市消防団広報等普及員に関する要綱
- 3 「福岡市Webマップ」を活用したハザードマップの出力方法【参考】

# 1 関係法令（消防法令から関係部分のみ抜粋）

## ○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

### （目的）

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。**

### （定義）

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

### （基本理念）

第三条 **地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り**

**組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。**

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

### （住民の役割）

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

### （関係者相互の連携及び協力）

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

### 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地

域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

- 2 市町村は、地区防災計画(災害対策基本法第四十二条第三項)に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。)を定めた地区について、地区居住者等(同条第三項)に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。)の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。
- 3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて 前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 消防団の強化等

##### (消防団の強化)

第八条 **国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。**

##### (消防団への加入の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

##### (公務員の消防団員との兼職に関する特例)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百四条の許可又は 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。)は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は 地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

- 3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は 同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。)により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

##### (事業者の協力)

第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (大学等の協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

##### (消防団員の処遇の改善)

第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

##### (消防団の装備の改善等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

**(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)**

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)**

第十六条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

**第二節 地域における防災体制の強化  
(市町村による防災体制の強化)**

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

**(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)**

第十八条 **市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ**(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。)、**少年消防クラブ**(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。)、**市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織**(以下「女性防火クラブ等」という。)**の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

(自主防災組織等に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

## ○消防法

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二条 この法律の用語は左の例による。

- ② 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。
- ③ 消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。
- ④ 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- ⑤ 関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

- ⑥ 舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。
- ⑦ 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- ⑧～⑨ (略)

第三条 (略)

第四条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。)にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

- ② 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
- ③ 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。
- ④ 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

**第四条の二** 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員(消防本部を置

かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

- ② 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五条～ (略)

### ○福岡市火災予防規則

(立入検査の証票)

第2条 法第4条第2項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する証票は、立入検査証(様式第1号)とし、法第4条の2第2項に規定する証票は、消防団員立入検査証(様式第1号の2)とする。

2 前項の証票は、5年ごとに更新するものとする。



消防団員立入検査証(様式第1号の2)

第3条～ (略)

## 2 福岡市消防団広報等普及員制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消防団の地域性を活かした市民に対する火災予防広報等や災害図上訓練、応急手当の普及啓発活動等を推進するため、消防団に置く広報等普及員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広報等普及員の設置)

第2条 広報等普及員は、各消防分団の実情に応じて10名を超えない範囲で置くものとする。  
2 広報等普及員は、分団長の指揮監督を受けて活動する。

### (広報等普及員の任命)

第3条 広報等普及員は、分団長の推薦に基づき、消防団長が任命する。

### (広報等普及員の任期)

第4条 広報等普及員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、消防団長は、広報等普及員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任することができる。  
(1) 広報等普及員に一身上の都合が生じ、やむを得ないと認める場合  
(2) 広報等普及員としてふさわしくないと認める場合  
(3) その他消防団長が必要と認める場合

### (広報等普及員の業務)

第5条 広報等普及員は、次の各号に定める業務（以下「広報等普及業務」という。）の全部又は一部を行うものとする。  
(1) 火災予防広報等  
火災予防運動期間中の各種行事等を通じた火災予防広報及び住宅に対する防火広報等を行う。  
(2) 災害図上訓練（DIG）  
地域住民（自治会・町内会関係者等）からの要請等に応じて災害図上訓練（DIG）を行う。  
(3) 応急手当の普及啓発活動  
市民に対して消防本部及び各消防署が実施する救命講習等において、応急手当指導員として講習を補助する。  
(4) その他  
消防法第4条の2に規定する消防団員の立入検査（消防署長が特に必要があると認めた場合に限る。）等

### (広報等普及員の心得)

第6条 広報等普及員は、広報等普及業務の実施にあたっては、消防法第4条の2に規定するところによるほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。  
(1) 服装は原則として作業服を着用し、身なりを端正にすること。  
(2) 広報等普及業務を通じて知り得た個人情報や秘密をみだりに他へ漏らさないこと。

### (結果報告)

第7条 主任の広報等普及員は、広報等普及業務を行った場合には、別に定めるところにより、その結果を、第11条に規定するそれぞれの業務の所管課を通じて所轄消防団長に報告するものとする。



(費用弁償)

第8条 広報等普及員が広報等普及業務に服したときは、費用弁償を支給する。

(立入検査証)

第9条 消防団員立入検査証は、福岡市火災予防規則(昭和50年福岡市規則第43号)第2条に定めるものとする。

(広報等普及員が受講する研修等)

第10条 広報等普及員は、次の各号に定める研修等を必要に応じて受講するものとする。

- (1) 消防局研修等計画に基づく広報等普及員教育(DIG指導者研修)
- (2) 応急手当指導員講習

(事務分掌)

第11条 広報等普及員に係る事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広報等普及員の任命及び費用弁償の支給に係る事務は、警防部消防団課及び所轄消防署警備課が行う。
- (2) 広報等普及員の広報等普及業務に係る事務は、警防部消防団課(第5条第2号)、警防部救急課(第5条第3号)、予防部予防課(第5条第1号)、所轄消防署予防課(第5条第1号)及び警備課(第5条第2号及び第3号)が行う。  
また、上記所属は、業務を円滑に進めるため、相互に連携し、協力して行うものとする。
- (3) 消防団員立入検査証の発行に係る事務は、予防部査察課が行う。

(附 則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、福岡市消防団予防指導員制度に関する要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき実施されている予防業務を、この要綱に基づく広報等普及業務へ支障なく引き継ぐために必要となる、広報等普及員の選任や広報等普及業務の実施、研修の受講等については、令和2年4月1日以降、順次実施していくものとする。

2 この要綱の施行日をもって、旧要綱及び福岡市消防団予防指導員証貸与要綱については廃止する。

3 この要綱の施行の前に旧要綱により予防指導員に任命され、かつ、任期の最中にある消防団員にあつては、施行日までに本人から解任の意思表示がない限り、そのまま広報等普及員に移行するものとする。

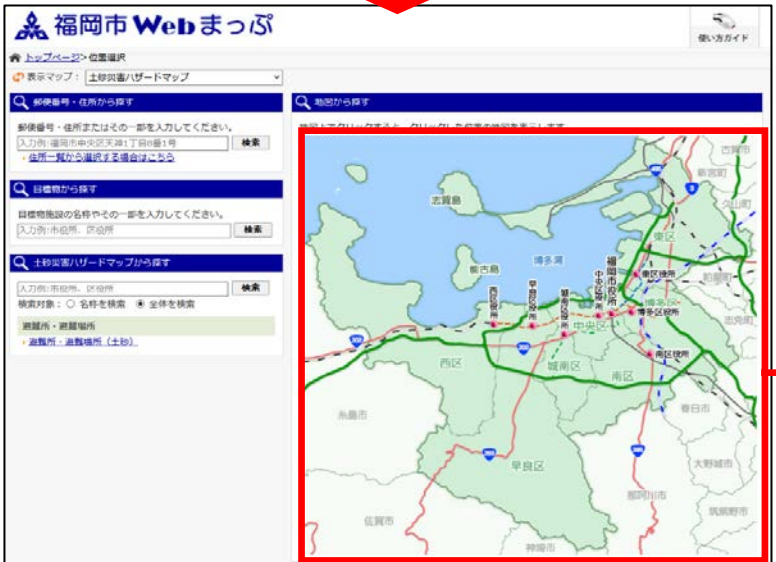
### 3 「福岡市Webまっぷ」を活用したハザードマップの出力方法



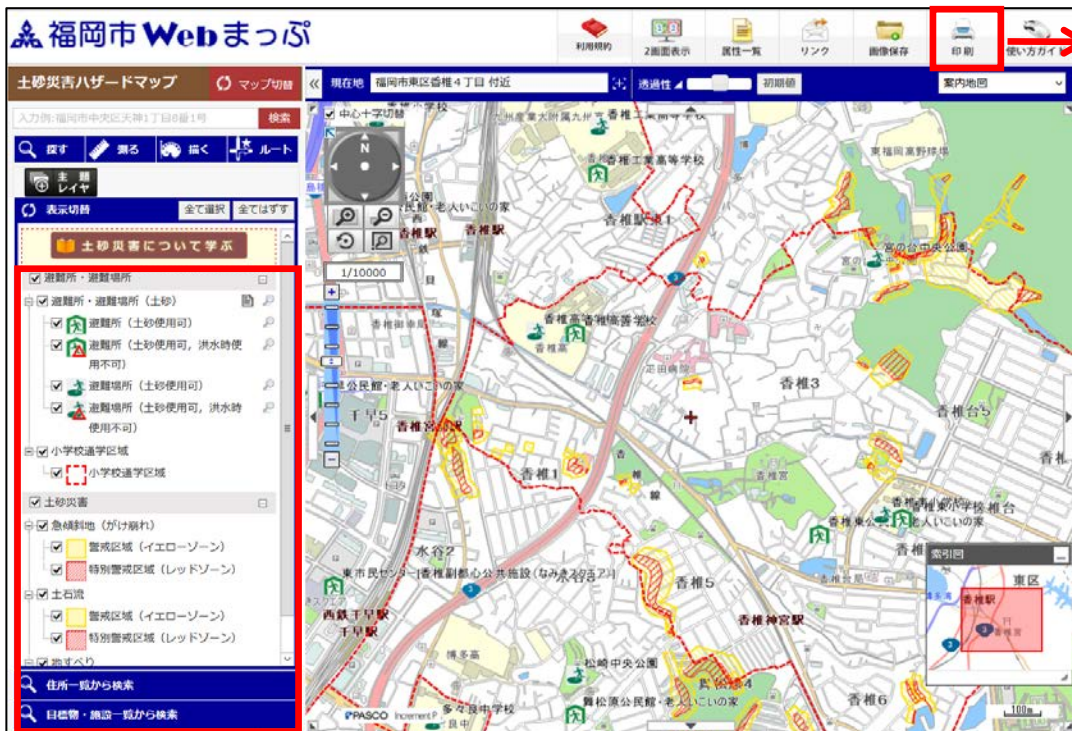
- ①インターネットで「福岡市Webまっぷ」を検索
- ②メニューの中から総合ハザードマップを選択しクリック



- ③総合、洪水浸水、土砂災害、津波、高潮、揺れやすさ、災害関連施設情報の中から、目的のメニューを選択しクリック
- ※ここでは土砂災害ハザードマップを選択  
(土砂災害については、警戒区域のある校区ハザードマップが福岡市HPにも掲載されている。)

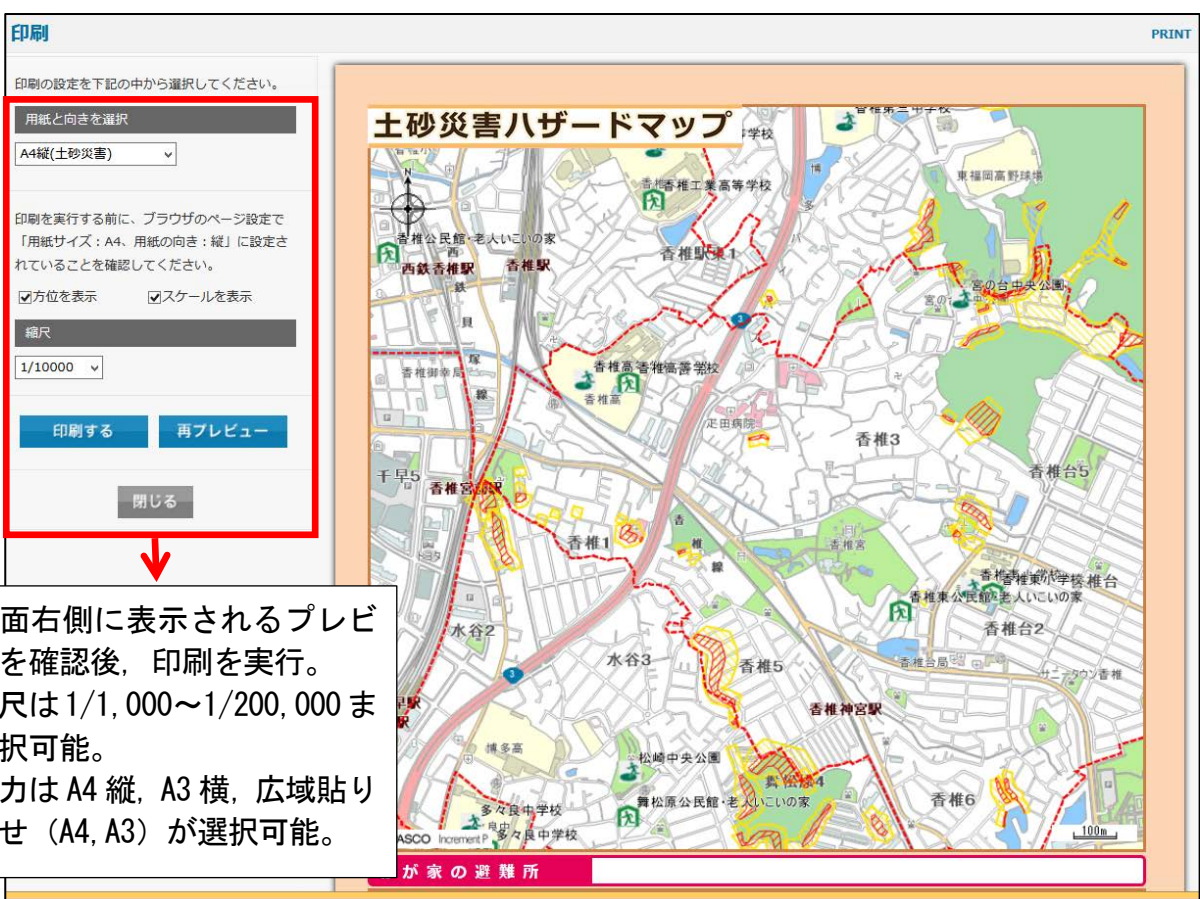


- ④郵便番号・住所、目標物、直接地図からなど、必要とする場所を選択する。
- ※地図から選択する場合、地図上にカーソルを合わせてクリックする。選択後は、スクロールで縮尺変更、クリックしながらドラッグすることで場所選択の微調整が可能。



⑤地図の範囲確定後、印刷ボタンを押下。

④必要とする情報を選択  
 ※土砂災害の場合、初期設定では①避難所や避難場所、②小学校通学区域、③警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地、地滑り、土石流）が選択されている。不必要な情報はチェックを外す。



⑥画面右側に表示されるプレビューを確認後、印刷を実行。  
 ※縮尺は1/1,000～1/200,000まで選択可能。  
 ※出力はA4縦、A3横、広域貼り合わせ（A4、A3）が選択可能。

消 防 団 広 報 等 普 及 員 の 手 引 き

令 和 2 年 6 月 発 行

発行：福岡市消防局警防部消防団課

〒810-8521

福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号

電話 (092) 725-6658